

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年2月23日認可した。

平成28年3月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
高松市多肥土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）肥間2号地区
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）道端地区
香川県三郎池土地改良区	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山大寺水路地区